

平成29年10月26日

大崎上島町長 高田 幸典 様

大崎上島町監査委員 澤田 武義

大崎上島町監査委員 道林 清隆

随時監査（工事監査）結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づく、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により結果を報告する。

1 監査の対象

- (1) 対象工事 普通河川浜谷川河川改修工事（1工区）
普通河川浜谷川河川改修工事（2工区）
普通河川浜谷川河川改修工事（3工区）
大串干拓地造成工事
- (2) 担当課 総務企画課、建設課

2 監査の実施期日

平成29年10月25日（水曜日）

3 監査の実施場所

役場本庁第1委員室及び現場

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、工事関係書類について、契約事務の手続き及び工事の計画・設計・積算等が適正かどうか、また、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを確認するとともに、現場における施工状況を確認し、担当課の説明を求めて実施した。

5 監査の結果

工事の計画・設計・積算・契約・施工・検査等の各段階における事務的観点から監査を行った結果、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。